

2018年9月28日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

子会社による再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を
裏付けとする自己信託受益権の販売について

当社の子会社である三井住友信託銀行株式会社が、本日別添のプレスリリースを公表致しましたので
お知らせ致します。

以上

2018年9月28日

各位

三井住友信託銀行株式会社

再生可能エネルギー発電プロジェクトへのプロジェクトファイナンス債権を
裏付けとする自己信託受益権の販売について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝、以下「当社」）は、今般、当社の信託機能を活かし、再生可能エネルギー発電プロジェクト（※1）へのプロジェクトファイナンス債権を裏付けとする自己信託受益権（※2）を発行し、当該受益権を販売するスキームを組成することとなりましたので、お知らせいたします。

当該受益権はグリーンボンド原則（※3）に準拠し、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」）のJCRグリーンボンド評価（※4）において、最高位である「Green1」の評価を取得いたしました。

当社は、気候変動問題に対して「気候変動対応行動指針」を策定し、その中で、「金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努める」としており、信託の機能を活用したソリューション提供を目指しています。

足元、世界的に環境改善効果のある事業等を資金使途としたグリーンボンド等のグリーンファイナンスへの取組が拡大しており、投資家の ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への関心が高まっている状況です。

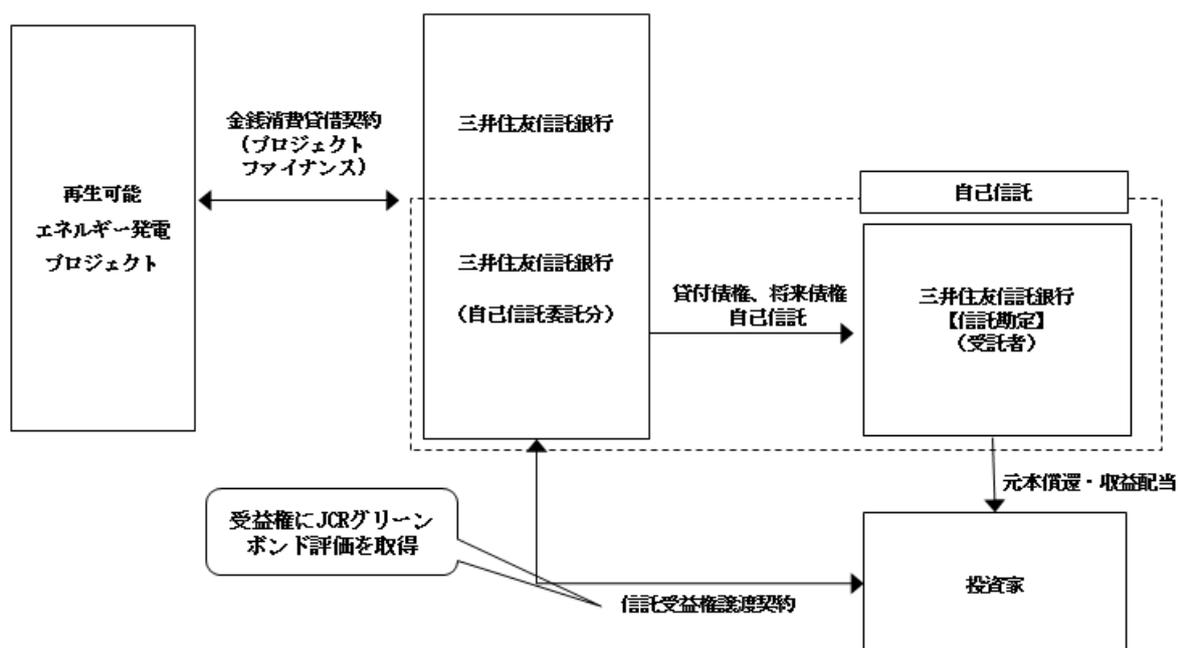
また、固定価格買取（FIT）制度（※5）導入以降、当社をはじめ金融機関による再生可能エネルギー発電に対するプロジェクトファイナンスの取組も拡大している状況です。一方で、プロジェクトファイナンス債権は、実務面の観点で譲渡が難しく、セカンダリーマーケットにおける流動性の向上が課題でした。

かかる中、当社は、プロジェクトファイナンス債権を自己信託し、信託受益権にグリーンファイナンス評価を取得することで、これまでプロジェクトファイナンスにアクセスできなかった、ESG投資に積極的な投資家に対し、新たな投資機会を提供できるスキームの組成を実現しました。

今後、格付の取得や複数プロジェクトの合成等も検討していくことにより投資家層を拡大していくことを目指しており、本件はその第一歩となるものです。本件は、拡大を続ける国内の再生可能エネルギー市場における新たな投資手段の拡充と投資家層の拡大等につながり、再生可能エネルギー市場の発展に寄与するものと考えております。

当社は、今後も専門信託銀行グループの機能を活かし、お客さまが直面する社会的な課題に対しトータルソリューションをご提供することで、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、新たな商品組成・改善を図ってまいります。

<スキーム概要>



- (※1) 本件は太陽光発電プロジェクトを対象としております。
- (※2) 自己信託とは、委託者が自ら受託者となる信託であり、委託者兼受託者が一定の目的に従い自己の有する一定の財産の管理又は処分その他の目的の達成のために必要な行為を自らすべき旨の意思表示を公正証書その他の書面又は電磁的記録により行い、信託を設定することをいいます（“自己信託”は“信託宣言”とも呼ばれます。）。
- (※3) グリーンボンド原則：国際資本市場協会（ICMA）により策定された国際的なガイドライン。
- (※4) JCR グリーンボンド評価：JCR はグリーンボンド原則に則った「JCR グリーンボンド評価」を実施している。
- (※5) 再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを義務付ける制度。

以上

<ご留意事項>

この文書は、当社が発売した商品に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。
 なお、本商品はすでに組成、販売を完了しています。